

関係団体の長 殿

福岡県保健医療介護部薬務課長

「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」について（依頼）

本県の保健医療介護行政の推進につきましては、日頃から御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、同和問題の解決を県政の重要課題と位置付け、国や市町村と連携し、差別意識の解消に向けた教育及び啓発などに取り組んでいます。

同和問題に関しては、従来からの差別発言や差別落書きに加え、近年、情報化の進展による状況の変化に伴いインターネット上での差別書込みや電子版「部落地名総鑑」の問題など新たな部落差別につながる事象が発生しています。

また、部落差別は許されないものであるとした「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成28年12月に施行され、地方公共団体は、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものと規定されました。

こうしたことから、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現するため、平成7年に制定した「福岡県部落差別事象の発生の防止に関する条例」を改正し、「部落差別の解消の推進に関する法律」に定められた基本理念や相談体制の充実、教育・啓発の推進などの規定を新たに加えた「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」を制定しました。

つきましては、貴団体の職員及び会員の皆様に対し、本条例について周知いただきますようお願いいたします。

記

1 条例の概要

- (1) 名称を「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」に改め、部落差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、県の責務を明らかにするとともに相談体制の充実等の規定を設ける。
- (2) 「福岡県部落差別事象の発生の防止に関する条例」で規定していた結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生の防止について、引き続き規定する。
- (3) 平成31年3月1日公布・施行

2 添付資料

福岡県公報（平成31年3月1日第4072号増刊①）

※詳しくは、福岡県庁HPをご覧ください。

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/burakusabetsukaisyou2019.html>

〈担当〉課長補佐兼薬事係長
友田
連絡先 092-643-3284

福岡県公報

平成三十一年三月一日
第四千七十二号
増刊
①

目次

条 例 (第一号一第十八号)

- 福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 (人事課) …………… 四
- 福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (国際局国際政策課) …………… 四
- 福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例 (高齢者地域包括ケア推進課) …………… 四
- 福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 (児童家庭課) …………… 四
- 福岡県立粕屋新光園を福岡県子ども療育センター新光園とすることに伴う関係条例の整理に関する条例 (障がい福祉課) …………… 五
- 福岡県部落差別の解消の推進に関する条例 (人権・同和対策局調整課) …………… 五
- 福岡県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例 (農山漁村振興課) …………… 七
- 福岡県土地収用法関係手数料条例の一部を改正する条例 (用地課) …………… 七
- 福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例 (建築都市総務課) …………… 八
- 福岡県建築基準法施行条例の一部を改正する条例 (建築指導課) …………… 九
- 福岡県屋外広告物条例の一部を改正する条例 (公園街路課) …………… 九
- 附属機関の設置に関する条例及び福岡県社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例 (教育庁総務企画課) …………… 九
- 福岡県県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例

の一部を改正する条例

○福岡県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (教育庁教職員課) …………… 十

○福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例及び福岡県立社会教育総合センター使用料条例の一部を改正する条例 (教育庁社会教育課) …………… 十

○福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例 (警察本部警務課) …………… 一三

○福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (警察本部警務課) …………… 一四

○福岡県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例 (警察本部子ども・女性安全対策課) …………… 一四

公布された条例のあらまし

◇福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 (総務部人事課)

1 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の制定による労働基準法の一部改正の趣旨並びに福岡県人事委員会の議会及び知事に対する平成三十年九月十九日付けの給与等に関する報告に鑑み、本県職員の正規の勤務時間以外の時間における勤務に関する規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成三十一年四月一日から施行することとした。

◇福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (企画・地域振興部国際局国際政策課)

1 地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定により、旅券法に基づく知事の権限に属する事務の一部を上毛町が処理することについて、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、平成三十一年六月一日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例 (保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課)

○福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例

定期発行日 毎週火金曜日

〔発行〕 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3028)
 〔作成〕 〒812-0023 福岡市博多区奈良屋町3番1号 久野 印刷株式会社 (電話 092-262-5726)

第六十条第一項第九号及び第七十八条第一項第八号中「学校教育法の規定により、」を「教育職員免許法に規定する」に、「教諭となる資格」を「教諭の免許状」に改める。

附則第七条中「(昭和二十四年法律第四百十七号)」を削る。

附則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

福岡県立粕屋新光園を福岡県子ども療育センター新光園とすることに伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成三十一年三月一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第五号

福岡県立粕屋新光園を福岡県子ども療育センター新光園とすることに伴う関係条例の整理に関する条例

(福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第一条 福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十八年福岡県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第四号、第十二条第一項各号及び第二十二条第一項の表中「県立粕屋新光園」を「子ども療育センター新光園」に改める。

(福岡県職員の給与に関する条例の一部改正)

第二条 福岡県職員の給与に関する条例(昭和三十三年福岡県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二口の表備考中「福岡県」を「子ども療育センター新光園」に改める。

(福岡県職員の給料の調整額に関する条例の一部改正)

第三条 福岡県職員の給料の調整額に関する条例(昭和三十三年福岡県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

第二条の表児童福祉施設及び児童相談所の項中「県立粕屋新光園」を「子ども療育センター新光園」に改める。

(福岡県立粕屋新光園使用料及び手数料条例の一部改正)

第四条 福岡県立粕屋新光園使用料及び手数料条例(昭和二十九年福岡県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福岡県子ども療育センター新光園使用料及び手数料条例

第一条中「福岡県立粕屋新光園」を「福岡県子ども療育センター新光園」に改める

附則

この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

福岡県部落差別の解消の推進に関する条例をここに公布する。

平成三十一年三月一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第六号

福岡県部落差別の解消の推進に関する条例

福岡県部落差別の発生防止に関する条例(平成七年福岡県条例第三十七号)の全部を改正する。

目次

第一章 部落差別の解消の推進(第一条―第七条)

第二章 結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生の防止(第八条―第十三条)

第三章 雑則(第十四条・第十五条)

附則

第一章 部落差別の解消の推進

(目的)

第一条 この条例は、現在もなお差別落書きや差別につながる土地の調査などの部落差別が存在すること及びインターネットの普及をはじめとした情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法及び部落差別の解消の推進に関する法律(平成二十八年法律第九号。以下「法」という。)の理念にのっとり、部落差別は許されないものである

るとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、県の責務を明らかにし、相談体制の充実、結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生の防止等について必要な事項を定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての県民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念のつとより、部落差別を解消する必要性に対する県民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(県の責務)

第三条 県は、前条の基本理念のつとより、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえ、国及び市町村との連携を図り、施策を講ずる責務を有する。

(相談体制の充実)

第四条 県は、国との適切な役割分担を踏まえ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

(教育及び啓発)

第五条 県は、国との適切な役割分担を踏まえ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 県は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、法第六条の規定による国が行う調査に協力するとともに、必要に応じ、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

(意見の聴取)

第七条 知事は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、必要に応じ、学識経験者等をもって構成する協議会の意見を聴くものとする。

第二章 結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生の防止

(趣旨)

第八条 県は、同和地区（歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域をいう。以下同じ。）に居住していること又は居住していたことを理由とし

てなされる結婚及び就職に際しての差別事象（以下「結婚及び就職に際しての部落差別事象」という。）の発生を防止することにより、部落差別の解消を推進するものとする。

(県の責務)

第九条 県は、結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生を防止し、部落差別の解消を推進するため、国及び市町村と協力して必要な教育及び啓発を行う責務を有する。

(県民及び事業者の責務)

第十条 県民及び事業者は、結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生の防止について、自ら啓発に努めるとともに、県が実施する施策に協力する責務を有する。

2 県民及び事業者は、結婚及び就職に際しての同和地区への居住に係る調査（以下「調査」という。）を行い、依頼し、又は受託する行為、調査に関する資料等を提供、教示又は流布する行為その他の結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生につながるおそれのある行為をしてはならない。

(指導及び助言)

第十一条 知事は、県民及び事業者に対し、結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生を防止する上で必要な指導及び助言をすることができる。

(申出)

第十二条 調査の対象とされた者又は当該調査の発生を知った者は、その旨を知事へ申し出ることができる。

(勧告等)

第十三条 知事は、事業者が調査を行い、依頼し、又は受託したと認めるときは、当該事業者に対し、当該調査を中止すべき旨並びに結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生の防止のために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 知事は、前項の勧告を行うに当たり必要な限度において、事業者に対し、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

3 知事は、事業者が第一項の規定による勧告に従わないとき又は前項の規定により必要な資料の提出若しくは説明を求めた場合においてこれを拒否したときは、その旨を公表することができる。

4 知事は、前項の公表をしようとするときは、あらかじめ、当該事業者に対しその旨

